

障がい者用ＩＣカード取扱特約

制 定 ２０２３年 ３月１８日

最終改訂 ２０２５年 ４月 １日

第１編 総則

（目的）

第１条 この特約は、東武バスセントラル株式会社（以下「当社」という。）が、「東武バスセントラル株式会社ＩＣカード取扱規則」（以下「ＩＣ規則」という。）に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和４８年９月厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下、総称して「手帳」という。）の交付を受けている者のうち、第１種身体障害者、第１種知的障害者または第１種精神障害者（以下、総称して「障害者」という）とその介護者に限り発行するＩＣカード（以下「障がい者用ＩＣカード」という。）における、当社が定める障がい者用ＩＣカードによる旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条 当社において旅客の運送等を行う障がい者用ＩＣカードは、次の各号のとおりとする。

- （１）株式会社パスモが発行する「障がい者用ＰＡＳＭＯ」
- （２）株式会社パスモが相互利用を行う以下の障がい者用ＩＣカード
 - ア 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「障がい者用Ｓｕｉｃａ」
 - イ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「障がい者用りんかいＳｕｉｃａ」
- ２ 次の各号に定める障がい者用ＩＣカードにおいては、それぞれ各号に定める取扱いを行わない。
 - （１） 第１４条第１項（紛失再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - （２） 第１５条第１項（障害再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - （３） 第２７条第２項（紛失再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

- (4) 第28条第2項（障害再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
- (5) 第39条第2項（紛失再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
- (6) 第40条第2項（障害再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
- 3 当社は、この特約およびこの特約に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期および変更内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。
- 4 この特約が改定された場合、以後の障がい者用ＩＣカードにかかわる取扱いについて、改定された特約の定めるところによる。
- 5 ＩＣカードのうち障がい者用ＩＣカードのサービスは、ＩＣ規則に対する特約とし、ＩＣ規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用する。
- 6 障がい者用ＩＣカードの使用について、この特約に定めのない事項については、障がい者用ＩＣカード発行事業者が定めるＩＣカード取扱規則、障がい者用ＩＣカード取扱特約等（以下「障がい者用ＩＣ発行事業者規則」）、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第3条 この特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「障がい者ＩＣカード」とは、障がい者用ＩＣカードのうち障がい者本人の使用に供する障がい者用ＩＣカードをいう。
- (2) 「介護者ＩＣカード」とは、障がい者用ＩＣカードのうち障がい者本人に付添う介護人の使用に供する障がい者用ＩＣカードをいう。
- (3) 「障がい者用ＩＣＳＦカード」とは、ＳＦにより旅客の運送等に供する障がい者用ＩＣカードをいう。
- (4) 「障がい者ＩＣＳＦカード」とは、障がい者用ＩＣＳＦカードのうち障がい者本人の使用に供する障がい者ＩＣカードをいう。
- (5) 「介護者ＩＣＳＦカード」とは、障がい者用ＩＣＳＦカードのうち障がい者本人に付添う介護人の使用に供する介護者ＩＣカードをいう。
- (6) 「障がい者用ＩＣ定期乗車券」とは、ＩＣバス事業者の定期乗車券の機能を付加した障がい者用ＩＣカードをいう。
- (7) 「障がい者ＩＣ定期乗車券」とは、定期乗車券の機能を付加した障がい者用ＩＣ定期乗車券のうち障がい者本人の使用に供する障がい者用ＩＣ定期乗車券をいう。
- (8) 「介護者ＩＣ定期乗車券」とは、定期乗車券の機能を付加した障がい者用ＩＣ

定期乗車券のうち障がい者本人に付添う介護人の使用に供する障がい者用 I C 定期乗車券をいう。

(9)「障がい者用 I C 企画乗車券」とは、I C 鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下「企画乗車券」という。）の機能を付加した障がい者用 I C カードをいう。

(10)「障がい者 I C 企画乗車券」とは、企画乗車券の機能を付加した障がい者用 I C 企画乗車券のうち障がい者本人の使用に供する障がい者用 I C 企画乗車券をいう。

(11)「介護者 I C 企画乗車券」とは、企画乗車券の機能を付加した障がい者用 I C 企画乗車券のうち障がい者本人に付添う介護人の使用に供する障がい者用 I C 企画乗車券をいう。

2 この特約に定めのない用語の定義については、I C 規則、障がい者用 I C 発行事業者規則、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

（使用方法および制限事項）

第4条 障がい者用 I C カードを使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバス R/W で乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバス R/W で降車処理を行い、また、乗車処理および降車処理が必要な場合は乗車時にバス R/W で乗車処理を行い、降車時に同一の障がい者用 I C カードによりバス R/W で降車処理を行わなければならない。

2 1 回の乗車につき、2 枚以上の I C カードを同時に使用することはできない。

3 運賃支払い時に、S F 残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金または当社が別に定める方法で運賃を支払う。

4 障がい者用 I C カードの S F を使用して回数乗車券、定期乗車券および当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。

5 10 円未満の S F は、I C 運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。

6 障がい者用 I C カードの破損、バス R/W の故障またはバス R/W による障がい者用 I C カードの内容の読取りが不能となったとき、障がい者用 I C カードはバス R/W で使用できないことがある。

7 障がい者 I C カードは、当該障がい者 I C カードに記録された記名人本人以外が使用することはできない。

8 障がい者用 I C カードは、有効期限終了後は使用することができない。この場合、有効期限の更新手続きを I C 鉄道事業者において行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。

9 偽造、変造または不正に作成された障がい者用 I C カード、S F および定期乗

車券ならびに企画乗車券の機能を使用することはできない。

- 10 障がい者ＩＣカードおよびその対となる介護者ＩＣカードを同時かつ同一行程で使用しなければならない。ただし、当社路線内を乗車する場合に限り、障がい者ＩＣカードを単独で 사용할 ことができる。
- 11 介護者ＩＣカードは当社が介護の必要があると認めた場合に限り使用することができる。

（個人情報の取扱い）

第5条 障がい者用ＩＣカードに係る個人情報の取扱いは、障がい者用ＩＣ発行事業者規則の定めるところによる。

第2編 障がい者用ＩＣＳＦカード

第1章 発売

（発売）

第6条 障がい者用ＩＣＳＦカードは障がい者用ＩＣ発行事業者規則の定めによりＩＣ鉄道事業者の駅等で発売する。

（ＳＦ残額の確認）

第7条 障がい者用ＩＣＳＦカードのＳＦ残額は、障がい者用ＩＣカードを処理する機器により確認することができる。

- 2 障がい者用ＩＣＳＦカードのＳＦ残額履歴の表示または印字は障がい者用ＩＣ発行事業者規則の定めにより、障がい者用ＩＣカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第2条第1項第2号に定める障がい者用ＩＣカードのＳＦ残額履歴の表示または印字は、最近のＳＦ残額履歴から20件までとし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

- （1）出場処理がされていないＳＦ残額履歴
- （2）所定の機器による処理が完全に行われなかったときのＳＦ残額履歴
- （3）第14条または第15条の規定により障がい者用ＩＣＳＦカードを再発行したときの再発行前のＳＦ残額履歴
- （4）第16条の規定により障がい者用ＩＣＳＦカードを交換したときの交換前のＳＦ残額履歴

第2章 運賃

（ＩＣ運賃の減額）

第8条 旅客が障がい者用ＩＣＳＦカードを使用して乗車する場合、運賃支払い時に当社が定める障害者割引運賃１名分を減額する。

２ 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。

３ 介護者ＩＣＳＦカードから障害者割引運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあっても大人の障害者割引運賃１名分を減額する。

４ 第４条第３項による場合は現金運賃を適用し、障がい者用ＩＣＳＦカードで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

（効力）

第9条 障がい者用ＩＣＳＦカードにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

- （１）当該乗車において、１回の乗車に限り有効なものとする。
- （２）乗車後は、当日限り有効とする。
- （３）途中下車の取扱いはしない。

（障がい者用ＩＣＳＦカードの再表示）

第10条 障がい者用ＩＣＳＦカードは、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

２ 前項の場合、障がい者用ＩＣ発行事業者規則の定めるところにより、速やかに当該障がい者用ＩＣＳＦカードをＩＣ鉄道事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

（障がい者用ＩＣＳＦカードの個人情報変更）

第11条 改氏名等により、障がい者用ＩＣＳＦカードの記名人本人の個人情報と障がい者用ＩＣＳＦカードに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該障がい者用ＩＣＳＦカードを使用してはならない。

２ 前項の場合、旅客は速やかにＩＣ鉄道事業者が定める申込書および当該障がい者用ＩＣＳＦカードをＩＣ鉄道事業者に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは障がい者用ＩＣ発行事業者規則の定めによる。

(無効となる場合)

第12条 障がい者用 I C S F カードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった障がい者用 I C S F カードの取扱いは障がい者用 I C 発行事業者規則の定めによる。

- (1) 乗車処理後の障がい者用 I C S F カードを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 障がい者 I C S F カードを記名人以外の者が使用した場合
- (3) 介護者 I C S F カードを介護者が単独で使用した場合
- (4) 券面表示事項が不明となった障がい者用 I C S F カードを使用した場合
- (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別を偽って障がい者用 I C S F カードを購入し、または使用した場合
- (6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (7) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (1) 偽造、変造または不正に作成された障がい者用 I C S F カードもしくは S F を使用した場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用 I C S F カードが障害状態となったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第13条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第14条 障がい者用 I C S F カードの記名人が当該障がい者用 I C S F カードを紛失した場合で、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用 I C 発行事業者規則の定めにより、使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行う。

- 2 紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した障がい者用 I C S F カードが発見された場合、デポジットの取扱いは障がい者用 I C 発行事業者規則の定めによる。
- 3 障がい者用 I C S F カードのいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用 I C S F カードの再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C S F カードを使用することはできない。ただし、当社路線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C S F カードを単独で使用する事ができる。

(障害再発行)

第15条 障がい者用 I C S F カードの破損等によって所定の機器で使えない場合で、当社が定める申請書を旅客が提出したときは、障がい者用 I C 発行事業者規則の定めにより、再発行整理票を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行う。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用 I C S F カードが障害状態になったと認められ、第12条第2項第2号により無効となった場合

3 障がい者用 I C S F カードのいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用 I C S F カードの再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C S F カードを使用することはできない。ただし、当社路線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C S F カードを単独で使うことができる。

(障がい者用 I C S F カードの交換)

第16条 当社および障がい者用 I C カード発行事業者の都合により、旅客が使用している障がい者用 I C S F カードを、当該 I C カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C S F カードに予告なく交換することがある。

2 前項の交換を行ったあと、交換前の障がい者用 I C S F カードの機能停止の取り消しまたは機能の復元はできない。

(免責事項)

第17条 障がい者用 I C S F カードの交換または再発行により、障がい者用 I C S F カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C S F カードを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

2 紛失した障がい者用 I C S F カードの払いもどしや S F の使用等で生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

3 この特約に定めのない、障がい者用 I C S F カードを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払いもどし

(払いもどし)

第18条 旅客が、障がい者用 I C S F カードが不要となった場合は、障がい者用 I C 発行事業者規則の定めにより、I C 鉄道事業者の駅等で払いもどしを行う。

第3編 障がい者用 I C 定期乗車券

第1章 発売

(発売)

第19条 旅客が障がい者用 I C 定期乗車券の購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、次の各号に定める障がい者用 I C カードに、当社が別に定める障がい者用 I C 定期乗車券を障がい者 I C カード及び介護者 I C カードに対して同時に発売する。ただし、障がい者 I C 定期乗車券を単独で使用する場合に限り、障がい者 I C カードに対してのみ単独で発売する。

- (1) 第2条第1項第1号に定める障がい者用 I C カードには障がい者 I C 定期乗車券または介護者 I C 定期乗車券を付加する。
- (2) 第2条第1項第2号に定める障がい者用 I C カードには障がい者 I C 定期乗車券または介護者 I C 定期乗車券を付加する。

(I C 定期券内容控)

第20条 障がい者用 I C 定期乗車券を発売した場合は、当該障がい者用 I C カードの定期券情報を印字した I C 定期券内容控を同時に発行する。

2 I C 定期券内容控は本人の覚えであり、定期乗車券の効力はない。

3 障がい者用 I C 定期乗車券の障害または機器の故障により障がい者用 I C 定期乗車券が使用できなくなった場合、当社が認めたときに限り当該障がい者用 I C 定期乗車券と I C 定期券内容控を呈示することにより乗車することができる。

4 障がい者用 I C 定期乗車券を使用する場合は、原則として当該障がい者用 I C 定期乗車券の I C 定期券内容控を所持するものとし、係員より呈示を求められたときには、これを拒んではならない。

(S F 残額の確認)

第21条 障がい者用 I C 定期乗車券の S F 残額は、障がい者用 I C カードを処理する機器により確認することができる。

- 2 障がい者用 I C 定期乗車券の S F 残額履歴の表示または印字は障がい者用 I C 発行业事業者規則の定めにより、障がい者用 I C カードを処理する機器により行うことができる。ただし、第2条第1項第2号に定める障がい者用 I C カードの S F 残額履歴の表示または印字は、最近の S F 残額履歴から20件までとし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないＳＦ残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのＳＦ残額履歴
- (3) 第２７条または第２８条の規定により障がい者用ＩＣ定期乗車券を再発行したときの再発行前のＳＦ残額履歴
- (4) 第２９条の規定により障がい者用ＩＣ定期乗車券を交換したときの交換前のＳＦ残額履歴

第２章 運賃

(ＩＣ運賃の減額)

第２２条 ＳＦをチャージした有効期間内の障がい者用ＩＣ定期乗車券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗越し）として取り扱い、別途乗車となる区間の障害者割引運賃相当額を減額する。

- ２ 有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の障害者割引運賃を減額する。
- ３ 第４条第３項による場合は現金運賃を適用し、障がい者用ＩＣ定期乗車券で減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第３章 効力

(効力)

第２３条 第１９条の規定により発売した障がい者用ＩＣ定期乗車券は運送約款の定めにより取り扱う。

- ２ ＳＦをチャージした障がい者用ＩＣ定期乗車券を、定期乗車券の区間外または有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第９条の規定を準用する。

(障がい者用ＩＣ定期乗車券の再表示)

第２４条 障がい者用ＩＣ定期乗車券は、券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。

- ２ 前項の場合、速やかに当該障がい者用ＩＣ定期乗車券をＩＣ鉄道事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第２５条 障がい者用ＩＣ定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった障がい者用ＩＣ定期乗車券の取扱いは障がい者用Ｉ

Ｃ発行事業者規則の定めによる。

- (１) 乗車処理後の障がい者用ＩＣ定期乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (２) 取扱区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合
- (３) 障がい者ＩＣ定期乗車券を記名人以外の者が使用した場合
- (４) 介護者ＩＣ定期乗車券を介護者が単独で使用した場合
- (５) 券面表示事項が不明となった障がい者用ＩＣ定期乗車券を使用した場合
- (６) 使用資格、氏名、生年月日、性別を偽って障がい者用ＩＣ定期乗車券を購入し、または使用した場合
- (７) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (８) 当社の運送約款に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (９) その他不正乗車の手段として使用した場合

２ 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (１) 偽造、変造または不正に作成された障がい者用ＩＣ定期乗車券若しくはＳＦを使用した場合
- (２) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用ＩＣ定期乗車券が障害状態となったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第２６条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第４章 再発行・交換

(紛失再発行)

第２７条 障がい者用ＩＣ定期乗車券の記名人が当該障がい者用ＩＣ定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した障がい者用ＩＣ定期乗車券の使用停止措置と再発行整理票を交付する手続きを行う。

- (１) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (２) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報がＩＣカード発行事業者のシステムに登録されていること。

２ 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用ＩＣ定期乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から１４日以内に次の第１号および第２号の条件を満たした上、発行を請求した場合に限り、当該障がい者用ＩＣ定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用ＩＣ定期乗車券を再発行する。

- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
- 3 前項により再発行の取扱いを行う場合の紛失再発行手数料およびデポジットの取扱いは障がい者用 I C 発行事業者規則の定めによる。
- 4 当該障がい者用 I C 定期乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用 I C 定期乗車券が発見された場合に、当該障がい者用 I C 定期乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 5 第 1 項から第 3 項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用 I C 定期乗車券が発見された場合、デポジットの取扱いは障がい者用 I C 発行事業者規則の定めによる。
- 6 障がい者用 I C 定期乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用 I C 定期乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C 定期乗車券を使用することはできない。ただし、当社路線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C 定期乗車券を単独で 사용할 ことができる。

(障害再発行)

第 28 条 障がい者用 I C 定期乗車券の破損等によって所定の機器で使 用できない場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ当該障がい者用 I C 定期乗車券を呈示したときは、再発行整理票を交付する手続きを行う。

- 2 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用 I C 定期乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号および第 2 号の条件を満たした上、発行を請求した場合に限って、当該障がい者用 I C 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C 定期乗車券を再発行する。

- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該障がい者用 I C 定期乗車券を提出すること。
- 3 当該障がい者用 I C 定期乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用 I C 定期乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、デポジットの取扱いは障がい者用 I C 発行事業者規則の定めによる。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用 I C 定期乗車券が障害状態となったと認められ、第 25 条第 2 項第 2 号により無効となった場合
- 5 障がい者用 I C 定期乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態とな

った障がい者用 I C 定期乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C 定期乗車券を使用することはできない。ただし、当該障がい者用 I C 定期乗車券に有効な定期乗車券が付加されていた場合、定期乗車券の有効区間に限り使用することができる。なお、当社路線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C 定期乗車券を単独で使用する事ができる。

(I C カードの交換)

第 29 条 当社および障がい者用 I C カード発行事業者の都合により、旅客が使用している障がい者用 I C 定期乗車券を、当該障がい者用 I C 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C 定期乗車券に予告なく交換することがある。

(免責事項)

第 30 条 障がい者用 I C 定期乗車券の交換または再発行により、障がい者用 I C 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C 定期乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 紛失した障がい者用 I C 定期乗車券の払いもどしや S F の使用等で生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 3 この特約に定めのない、障がい者用 I C 定期乗車券を媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第 5 章 払いもどし

(払いもどし)

第 31 条 旅客は、障がい者用 I C 定期乗車券に付加された定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者用 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、障がい者 I C 定期乗車券およびその対となる介護者 I C 定期乗車券について共に行う場合に限り付加された定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、運送約款に定める払いもどしを行い、障がい者用 I C 定期乗車券から定期乗車券のみを消去して返却する。ただし、障がい者 I C 定期乗車券を単独で使用している場合または今後障がい者 I C 定期乗車券を単独で使用する場合に限り、障がい者 I C 定期乗車券または介護者 I C 定期乗車券に対してのみ単独で払いもどしを請求することができる。

- 2 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、I C 定期乗車券 1 枚につき、運送約款に定める定期乗車券の払いもどし手数料額（以下「定期乗車券払いもどし手数料」という。）とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が、定期乗車券払いもどし手数料未満の

ときは、そのすべてを手数料とする。

第4編 障がい者用 I C企画乗車券

第1章 発売

(発売)

第32条 障がい者用 I C企画乗車券は、当社が定める I C鉄道事業者の駅等で発売する。

(S F 残額の確認)

第33条 障がい者用 I C企画乗車券の S F 残額は、障がい者用 I Cカードを処理する機器により確認することができる。

2 障がい者用 I C企画乗車券の S F 残額履歴の表示または印字は障がい者用 I C発行事業者規則の定めにより、障がい者用 I Cカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第2条第1項第2号に定める障がい者用 I Cカードの S F 残額履歴の表示または印字は、最近の S F 残額履歴から 20 件までとし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていない S F 残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

(3) 第39条または第40条の規定により障がい者用 I C企画乗車券を再発行したときの再発行前の S F 残額履歴

(4) 第41条の規定により障がい者用 I C企画乗車券を交換したときの交換前の S F 残額履歴

第2章 運賃

(I C運賃の減額)

第34条 S F をチャージした有効期間内の障がい者用 I C企画乗車券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗越し）として取り扱い、別途乗車となる区間の障害者割引運賃相当額を減額する。

2 有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の障害者割引運賃を減額する。

3 第4条第3項による場合は現金運賃を適用し、障がい者用 I C企画乗車券で減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

(効力)

第35条 第32条の規定により発売した障がい者用 I C 企画乗車券は運送約款の定めにより取り扱う。

2 S F をチャージした障がい者用 I C 企画乗車券を、企画乗車券の区間外または有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第9条の規定を準用する。

(障がい者用 I C 企画乗車券の再表示)

第36条 障がい者用 I C 企画乗車券は、券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、速やかに当該障がい者用 I C 企画乗車券を企画乗車券発行事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

3 券面表示には I C 企画乗車券の効力はない。

4 前項の規定にかかわらず、障がい者用 I C 企画乗車券の障害または機器の故障により障がい者用 I C 企画乗車券が使用できなくなった場合、当社が認めたときに限り、障がい者用 I C 企画乗車券を呈示することにより乗車することができる。

5 障がい者用 I C 企画乗車券を使用する場合、係員から障がい者用 I C 企画乗車券の呈示を求められたときには、これを拒んではならない。

(無効となる場合)

第37条 障がい者用 I C 企画乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合、無効とする。

この場合、無効となった障がい者用 I C 企画乗車券の取扱いは、障がい者用 I C 発行事業者規則の定めによる。

- (1) 乗車処理後の障がい者用 I C 企画乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 取扱区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合
- (3) 障がい者 I C 企画乗車券を記名人以外の者が使用した場合
- (4) 介護者 I C 企画乗車券を介護者が単独で使用した場合
- (5) 券面表示事項が不明となった障がい者用 I C 企画乗車券を使用した場合
- (6) 使用資格、氏名、生年月日、性別を偽って障がい者用 I C 企画乗車券を購入し、または使用した場合
- (7) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (8) 当社の運送約款に定める企画乗車券が無効となる事項に該当する場合

(9) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

(1) 偽造、変造または不正に作成された障がい者用 I C 企画乗車券若しくは S F を使用した場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用 I C 企画乗車券が障害状態となったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第 38 条 前条の規定に該当し使用した場合は、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

(紛失再発行)

第 39 条 障がい者用 I C 企画乗車券の記名人が当該障がい者用 I C 企画乗車券を紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した障がい者用 I C 企画乗車券の使用停止措置と再発行整理票を交付する手続きを行う。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 I C 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が I C カード発行事業者のシステムに登録されていること。

2 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用 I C 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号および第 2 号の条件を満たした上、当該企画乗車券発行事業者に発行を請求した場合に限り、当該企画乗車券発行事業者にて裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C 企画乗車券を再発行する。

(1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 I C 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

3 前項により再発行の取扱いを行う場合の紛失再発行手数料およびデポジットの取扱いは障がい者用 I C 発行事業者規則の定めによる。

4 当該障がい者用 I C 企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用 I C 企画乗車券が発見された場合に、当該障がい者用 I C 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 第 1 項から第 3 項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用 I C 企画乗車券が発見された場合デポジットの取扱いは障がい者用 I C 発行事業者規則の定めによる。

6 障がい者用 I C 企画乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用 I

C企画乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C企画乗車券を使用することはできない。ただし、当社路線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C企画乗車券を単独で使うことができる。

(障害再発行)

第40条 障がい者用 I C企画乗車券の破損等によって所定の機器で使えない場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ当該障がい者用 I C企画乗車券を呈示したときは、再発行整理票を交付する手続きを行う。

2 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用 I C企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号および第2号の条件を満たした上、当該企画乗車券発行事業者に発行を請求した場合に限って、当該企画乗車券発行事業者にて裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C企画乗車券を再発行する。

(1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。

(2) 旅客が当該障がい者用 I C企画乗車券を提出すること。

3 当該障がい者用 I C企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用 I C企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、デポジットの取扱いは障がい者用 I C発行事業者規則の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用 I C企画乗車券が障害状態となったと認められ、第37条第2項第2号により無効となった場合

5 障がい者用 I C企画乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用 I C企画乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C企画乗車券を使用することはできない。ただし、当該障がい者用 I C企画乗車券に有効な企画乗車券が付加されていた場合、企画乗車券の有効区間に限り使用することができる。なお、当社路線内を乗車する場合に限り、障がい者 I C企画乗車券を単独で使うことができる。

(I Cカードの交換)

第41条 当社および障がい者用 I Cカード発行事業者の都合により、旅客が使用している障がい者用 I C企画乗車券を、当該障がい者用 I C企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C企画乗車券に予告なく交換することがある。

(免責事項)

第42条 障がい者用 I C 企画乗車券の交換または再発行により、障がい者用 I C 企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C 企画乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

2 紛失した障がい者用 I C 企画乗車券の払いもどしや S F の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。

3 この特約に定めのない、障がい者用 I C 企画乗車券を媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第4章 払いもどし

(払いもどし)

第43条 旅客が、障がい者用 I C 企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は、当社が定める I C 鉄道事業者の駅等で払いもどしを行う。